

《 83期 年間重点事項 》

1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
 - ① 健康 KY による健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
 - ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
 - ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
 - ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
 - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地 KY、ひとり KY』実践の定着
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の徹底
 - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
 - ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成
 - ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
 - ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
 - ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
 - ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

《年間スローガン》

安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！

環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減
ゼロエミ目指して 次世代へ

6月) 土砂崩壊災害の防止、足場等関係の点検整備、全国安全週間準備月間

- ①地山の掘削は、形状・地質・埋設物等を事前に十分調査し、その結果に基づいて工事の内容に応じ施工計画をたてる。
- ②基本的に深さ1.2m以上は土止め支保工を計画する。
- ③建物建築に伴う土工事の施工検討会と同様に、外構工事・電気設備工事・機械設備工事の掘削工事についても、施工前に施工検討会を実施する。
- ④掘削作業手順・掘削重機の配置・危険性または有害性を特定し、低減対策の妥当性の確認を行う。
- ⑤作業当日は関係請負人労働者を含め、当社社員が協力会社の作成した車両系建設機械計画書を基に、作業方法・リスク低減措置、技術面の指導を行った上で、作業を実施する。
- ⑥地山の崩壊する恐れがある場合には、あらかじめ土止め支保工・ロックボルト・落石防止柵・防護網等を設けるとともに作業員の立入り禁止措置を行う。
- ⑦掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業は、作業主任者の直接指揮のもとに行い、地山に応じた安全な勾配で掘削する。
- ⑧土止め支保工の切り梁・腹起こしの組立・解体作業は、作業主任者の直接指揮のもとに行う。
- ⑨土止め支保工は1週間以内毎に、また、中震以上の地震後、及び大雨等により地山が急激に軟弱化する恐れのある事態が生じた後に、部材の損傷変形等を点検する。
- ⑩掘削面の上下における同時作業は禁止する。
- ⑪掘削面等における高所作業は、安全な作業床を確保する。
- ⑫明かり掘削の作業は、点検者を指名してその者に作業開始前に、掘削面・法肩部の亀裂・周辺地盤の陥没・湧水の汚濁の変化・浮石の剥落・法面局部の小崩落等の状態を点検させ、安全を確認してから作業を開始する。また、試掘等で掘削した箇所を明確にし、簡易山留の設置や掘削こう配に配慮して施工を実施する。
特に大雨後・中震以上の地震後は念入りに点検させる。
- ⑬点検の結果、崩壊の恐れのある場合には、排水・土止め支保工の補強等、崩壊防止の措置を講じる。
- ⑭足場、作業通路、作業構台等については作業開始前の点検を確実に実施し、下さん幅木等不備がある場合は、是正を行ってから作業する。
- ⑮足場の点検、是正は点検用紙により実施し、記録を残しておくこと。

⑩悪天候時は作業を中止する。また、悪天候時・天災後には点検をする。

(作業の中止、点検等が必要な作業は安全法令ダイジェスト P243、244 参照)

⑪全国安全週間準備月間は、実施事項の計画をたて実施する。

- ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生大会の開催
- ・作業所内安全設備の点検と是正
- ・安全衛生協議会の開催と安全衛生教育の実施等